

転勤等の理由により未徴収税額を別事業所で継続して特別徴収する場合

給与支払報告 にかかる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出してください。 右の※印の欄には記入しないでください。

令和△年1月10日 石垣市長殿	給(特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	郵便番号	石垣市字真栄里672番地		特別徴収義務者指定番号	1234056	
	フリガナ	カフシキガイシャ イシガキシ				宛番号(注1)		
	名称	株式会社 石垣市				連絡者	係	△△係
	個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 0				氏名	石垣 花子	
						TEL	(0980) 83-1133 (内線 321)	
給与所得者(異動者)		(ア)	(イ)	(ウ)		異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
フリガナ	イシガキ タロウ	特別徴収税額(年税額)	徴収済税額	未徴収税額(ア)-(イ)		令和△年12月31日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報	<input checked="" type="radio"/> A 特別徴収継続 <input type="radio"/> B. 一括徴収 <input type="radio"/> C. 普通徴収
氏名	石垣 太郎		6 月分から	2 月分から				
受給者番号	16540		1 月分まで	5 月分まで				
個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	120,000 円		80,000 円				
1月1日現在の住所	石垣市美崎●●番地			40,000 円				
現住所	同上							

C 普通徴収
※未徴収額を本人が支払う
※〇〇市町村より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収
※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収す
一括徴収した税額は 月分まで納入する
(月 日納入)
給与又は退職手当等の支払予定月日 一括徴収予定額(ウ)と同額 異動者印
円

A 特別徴収継続 (転勤・再就職)
※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。
特別徴収義務者指定番号 7890123
所在地 石垣市字大川●●番地
フリガナ カフシキガイシャ ヤヤマイシガキジマ
名称 株式会社 八重山石垣島
個人番号又は法人番号 1 0 0 2 0 0 3 0 0 4 0 0 5
連絡者 係 ○○係
氏名 八重山 花子
TEL (0980) 82-○○○○ (内線) 102
月割額 10,000 円を 月分から徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職時までには支払の確定した給与の額等を記載してください。
1月1日以降退職時までの給与支払総額(賞与含む) 円
退職手当等の支払額(支払予定額) 円
社会保険料額 円
勤続年数 年 月
新受給者番号 YA58046

一括合徴収しない理由
1. 異動の日が6月1日から12月31までの間で、本人から申出がないため。
2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
3. その他 理由 ()

- 注意
- 「宛番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛番号を記入してください。
 - 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
 - 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
 - 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。